

学生協ニュース

No.39

東北大学学生生活協議会広報委員会

学生諸君へ（授業妨害に対する注意喚起）

最近、「新寮建設までの有朋寮の存置並びに入寮募集停止撤回」要求支持の「クラス決議」を行う旨のビラが川内北キャンパスで配布されました。

これまでも「クラス決議」を口実に、いわゆる「ストライキ」決行を訴えるなどの不法行為が、過去、何度も行われてきました。昨年も当該授業を履修していない学生により、担当教官の制止や授業出席中の一般学生の反対等にも拘わらず、授業時間中に「独法化反対や自衛隊派遣阻止」に関するアジ演説やクラス決議への投票の呼びかけを行うなどの授業妨害が生じました。

一部学生がこのような運動を口実に妨害行為を計画し、それによって授業ができないような事態を招くとすれば、授業を受ける学生の権利及び授業を行おうとする教官の権利と責任を著しく侵害し、ひいては学問の自由をも脅かしかねません。大学は、授業が正常に行えないような異常な事態が生じることは断じて容認することはできません。学生諸君には決して、これまでに見られたような授業妨害等の不法行為に同調しないよう注意喚起します。

また有朋寮に関して大学は、これまでもお知らせしてきたとおり、老朽化により想定される被害に対して、寮生の安全を確保するため、入寮募集停止と平成15年3月31日での使用停止を決定しており、これを撤回することはありません。また、新たな入寮を認めることもありません。有朋寮に入寮許可されている寮生（平成14年10月末現在、学部2年生4名、それ以上の学年の学生34名）に対しても、繰返し他寮への転居やアパート等への転出を勧めています。

そもそも有朋寮は、学部1、2年生を対象とした在寮期間2年の寮であり、平成13年度入学の現2年次寮生にも2年間という正規の在寮期間を保証しています。その後についても、これまでの先輩寮生同様、日就・霽風・以文・松風各寮に入る道も開かれています。学寮専門委員会は有朋寮委員会に対して、有朋寮生の今後の生活支援を考え、寮生各人の希望等を聞くための「話し合い」を何回か呼びかけましたが、有朋寮委員会は現在まで応じていません。

また、「署名と要求書」の受理を大学が拒否したと宣伝していますが、これまで、類似の要求書などの手渡し行動で対応に当たった学寮専委員や事務職員に対し、罵詈雑言、恫喝などの集団的・組織的暴力行為や深夜まで拘束されたことがあった経緯等を踏まえ、大学は、これらの書類については郵送するように指導しています。受理を拒否しているわけではありません。

大学は、個人の思想・信条・主義・主張等を規制してもおらず、これからも規制することはありません。ただ今回のこのような一部学生が要求する方法で、一般学生の意見が正しく反映されるかを含め、学生諸君が状況を冷静に判断し、慎重な行動をとられることをお願いします。